

令和7年度ICT活用支援業務仕様書

1 件名

令和7年度ICT活用支援拠点業務委託

2 目的

県立高等学校及び中学におけるデジタル技術を活用し児童生徒への教育をさらに充実させることを目的とし、教員のICT活用指導力向上等に向けた支援を行う。

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 委託内容

県立高校83拠点、県立中学校2校（以下「県立学校」という。）を対象に、以下の業務を含む技術的コンサルタントを実施する。

(1) ICT活用指導力向上に向けた端末利活用等の支援

ア 教員支援

(ア) 教員向けのICT活用研修

- ・ 詳細な研修プログラムの企画

各校と相談のうえ、端末の基本操作から応用まで、クラウドおよびAIの活用を含む研修内容を企画する。

- ・ 研修の実施と評価

研修を実施し、教員のICT活用スキル向上について効果を評価する。

(イ) 端末環境改善の支援

研修効果を高めるために端末環境等の整備を支援する。これには、必要なアプリケーションのインストールやOSのアップデート等を含む。ただし実際の端末の更新作業は含まないこととし、個人端末については支援の対象外とする。

(ロ) ICT活用指導力の現状確認と相談会

各校最低1回は現状の確認と研修内容を相談する会を持つ。対面・オンラインは問わない。

(ハ) 研修の実施

各校最低1回は上記の研修を実施する。

イ 有識者の派遣、指導助言

(ア) 専門家の派遣

研修の際には、必要に応じてICT活用に関する専門家を派遣し、教員への指導を実施する。

(イ) フォローアップとサポート

- ・ ICT活用研修後のフォローアップとサポートを行い、教員のICT活用能力の向上を支援する。

(2) 学校におけるネットワーク環境の改善

ア 校内LANネットワーク環境の改善

ネットワークアセスメントに基づく改善提案

ネットワークアセスメントに基づいて校内LANのスイッチやハブの設定を見直す提案等を行うこと。

イ 無線LANネットワーク環境の改善

速度改善

無線LANアクセスポイントの速度を改善するために、設定を見直す提案等を行うこと。

ウ 学校のネットワーク環境の改善

(ア) 技術的な助言

学校ネットワーク環境の改善を図るための技術的な助言を教育委員会が受けられるよう、教育委員会と相談してネットワークの専門家を選定し派遣する。

(イ) 実施計画の作成支援

ネットワーク環境改善のための実施計画の作成について教育委員会をフォローアップする。

5 対象校

別紙 ICT活用支援業務対象校を参照すること

6 支援依頼受付、遠隔・出張対応時間

(1) 支援依頼受付

電話 08:30～17:00（土日、祝日除く）

メール、Teamsの利用も可とする。

(2) 遠隔・出張対応

08:30～17:00（土日、祝日除く）

・Teams、Zoomの利用も可とする。

・学校担当者と日時、場所を調整し行うこと。

7 受託者の成果物

受託者の成果物を以下に示す。成果物は令和8年度以降の事業に引継ぐ可能性があることを留意し、作成すること。

(1) 教員支援、有識者の派遣、ネットワーク環境対応報告書（毎月末）

教員支援、有識者の派遣、ネットワーク環境対応についてそれぞれ一覧化したもの。

8 委託者準備資料

委託者は以下設計資料（以下「機密情報」）を準備し、受託者にその内容を開示する。受託者は、設計資料をコピーするなどして、ICT活用支援拠点事業に活用すること。

(1) 情報通信ネットワークに関する設計書

(2) 校内LAN に関する設計書

(3) 無線LAN に関する設計書

上記設計書のシステム上の位置付けは巻末にイメージ図に示す。

9 業務委託完了後の提出書類

本事業の終了後、令和8年3月31日までに以下の書類を教育委員会事務局学びの改革支援課担当者へ提出すること。

(1) 業務委託完了報告書

(2) 上記の他、受託者が本業務を実施するに当たり作成した資料又は完成した書類等のうち、教育委員会事務局が必要と認めたもの。（電子データファイルを含む。）

電子データファイルは、Microsoft社のWord、Excel、PowerPointのいずれかで作成されたものとする。

10 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができないものとする。

但し、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、教育委員会事務局との協議により業務の一部を再委託することができる。

(2) 情報保護

ア 機密情報へのアクセスは、業務上必要な最小限の者に限定する。

イ 機密情報の保存および転送において、暗号化技術や安全な通信手段を使用する。

ウ 機密情報の物理的保護を強化し、不正アクセスを防止するための適切なセキュリティ対策を講じる。

エ 情報管理体制に関する定期的な監査および評価を実施し、必要に応じて改善策を講じる。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用するこ

とはできない。また、受託業務終了後も同様とする。

(4) 著作権等に関する配慮

提供されるデジタル・コンテンツ等は、他者の著作権等を侵すものでないこと。

(5) 本事業に関する新規作成物

本事業に関する新規作成物については、長野県教育委員会に帰属すること。

但し、受託者保有の既存著作物については権利を留保するものとし、この場合、長野県教育委員会は使用許諾を与えられたこととすること。

(6) 長野県教育情報セキュリティポリシーの遵守

本業務に関しては、長野県教育情報セキュリティポリシーを十分理解して行うこと。

11 情報漏洩が発生した場合の責任

委託業者は、機密情報が漏洩した場合、その漏洩が委託業者の過失または不注意によるものである場合、漏洩に起因するすべての損害について賠償責任を負うものとする。これには以下の内容が含まれるが、これに限らない。

(1) 情報漏洩により学校や教育委員会に生じた損害

(2) 情報漏洩によって関係者（生徒、保護者、教職員など）が受けた名誉毀損、信用失墜、精神的な苦痛等に対する損害

(3) 法的な制裁や罰則による損害

(4) 漏洩情報に基づく不正利用等による二次的損害

12 損害賠償

委託業者は、情報漏洩が発生した場合、以下の損害賠償を行う責任を負う。

(1) 直接的損害

学校や教育委員会が被った直接的な損害（システムの復旧費用、個人情報漏洩に伴う通知費用等）。

(2) 間接的損害

漏洩に起因する教育活動や学校運営の中断、信頼の喪失による損害など。

(3) 第三者への賠償

機密情報漏洩により第三者（生徒、保護者等）に損害が生じた場合、その賠償責任も委託業者が負う。

(4) 懲罰的賠償

特に重大な過失や故意による漏洩があった場合、法的な罰則を考慮し、懲罰的賠償が課されることがある。

13 漏洩発覚時の対応

情報漏洩が発覚した場合、委託業者は速やかに以下の対応を行う。

(1) 漏洩の通知

漏洩が発覚した時点で、委託業者は遅滞なく学校および教育委員会に漏洩の事実を通知し、その内容を詳細に報告する。

(2) 調査の実施

漏洩原因を迅速に調査し、その結果を報告書として提出する。

(3) 再発防止策の実施

漏洩防止のための再発防止策を策定し、学校および教育委員会に報告するとともに、必要な改善策を速やかに実施する。

14 賠償額の決定

賠償額は、漏洩によって生じた実際の損害額に基づいて計算する。賠償額は、学校や教育委員会が負担する費用や、第三者への賠償金を含み、該当する損害の証拠に基づいて決定される。損害賠償の支払いは、請求完了日から30日以内に完了するものとする。

15 その他

- (1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず減額する場合がある。
- (2) 受託期間中は、受託業務全般を把握している担当者を置き、教育委員会事務局との連絡調整を行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に関して疑義が生じた場合については、その都度長野県教育委員会と受託者が協議して決定するものとする。

(資料) 県立高校のネットワークイメージ図

